

## 「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究」

## 第 1 回委員会 主なご意見

## 1. 理念・目的・方向性

- ・低所得・低資産高齢者は、いわゆる社会関係資本が乏しい、自助・互助を喪失した者であり、従来の給付型の社会保障体系ではうまくいかない。むしろ、地域包括ケアという概念を受け止めて、地域づくりと関連させながら、包括的支援システムを作りたい。
- ・「地域善隣事業」は、地域が自発的に、領域を超えた支援を一体的に行うという社会的な事業であり、日本にあった試みから概念を作った。そういう意味で、自己完結的に事業展開するというよりは、地域のプラットフォームを作りながら、多元的な協働関係を作る器を目指したものである。
- ・本事業は、低所得・低資産高齢者の住宅・生活支援のネットワークづくりを原動力にして、地域を再生していく1つの試みになるのではないか。
- ・具体的な取り組みと同時に、長期的展望を合わせて提示する。

## 2. 高齢者ハウス

## ＜入居者像＞

- ・高齢者ハウスは、共同居住で、世代を超えた「とも暮らし型」も議論したい。

## ＜活用する空家＞

- ・余剰の賃貸住宅ストックの活用を想定されているが、賃貸用は、資産価値が高めで家賃設定も高くなる場合があるので、そうでないものの方が今回は可能性があるのではないか。持ち主が不明な老朽化した空家が問題になっており、既存ストックを処分するか改修するか等の“更新するスキーム”をうまく取り込むことができればよいと考える。

## ＜法規性の課題＞

- ・東京都で既存建物を活用し小規模多機能を整備した際、バリアフリー条例の関係でエレベーターの設置、居住面積等で、様々な問題が発生している。

## ＜供給支援策＞

- ・空き家の有効活用のためには、家主・地主に対する税制優遇等のインセンティブを付与するかどうかでシナリオが大きく変わる。本事業をうまく展開するためには税制が鍵になる。

## ＜契約形態＞

- ・ふるさとの会では、アパートの場合、入居者は大家と賃貸借契約を結び、共同居住の場合は、ふるさとの会が建物を借り上げ、入居者と利用契約を結ぶ。しかし、互助ハウスでは、ユーザーが単身の生活困窮者以外にも広がり、セカンドハウスのような利用も想定されたため、契約形態も多様化するのではないか。

## 3. 生活支援

## ＜介護保険との整理＞

- ・介護保険と生活支援の整理は、オランダが参考になる。生命維持に必要な介護のみAWBZとして保険料や税金の中で行っていくが、それ以外の家事援助や補助器具、リハビリテーションなどは自治体が担うという方向で大胆な改革を行った。

#### <対象>

- ・ターゲットは高齢者に中核を置きながらも、互助は多世代が基本であり、地域に開かれた互助の仕組みにする必要がある。
- ・生活支援サービスは、住宅確保が必要な人以外も対象とし、地域全体に広げて面的に行うということではないか。

#### <互助の醸成>

- ・前提として、地縁もない他人同士の集まりであるからこそ、出発点で互助を作る必要がある。看取りも日常生活も利用者の協力が必須。だから、生活支援の職員にとって、「生活の互助」を作っていく力が非常に重要である。
- ・「生活の互助」を形成したうえで、地域の居場所のような交流の場をつくり、地域の人たちと理解を深め、より大きな地域の「コミュニティの互助」に支えていただく。そのような構造を意識している。
- ・地域の人と利用者が共存し、誰もが来られるような居場所作りは、実は難しい。
- ・生活支援で一番の問題は、身近に相談を受け入れる場所がないことで、そこからアウトリーチをしていくことが必要。さらに、食のための買い物環境や、気楽に寄り集まることのできる交流場所が必要。

#### 4. 財源

- ・（ふるさとへの会のような）事業を普遍化するための必要条件は3つ。1つ目は、居場所や相談窓口になる拠点の費用、2点目は住宅の改修費、3点目は生活支援にかかる費用。
- ・拠点のような仕掛けとセットで、生活の互助とコミュニティの互助がからむという事業は、困窮者だけでなく地域の財産になる。すると、共同募金や、寄付者への税制優遇などの仕組みも使えるのではないか。
- ・民間資金の活用は、国や自治体の財源状況が厳しいからというネガティブな理由からではなく、むしろ事業の自由度を確保するためという、ポジティブな意味で捉えるべきである。行政がお金を入れると事業の縛りが出てくるので、公金をできるだけ控えるという発想が必要である。
- ・都心部と地方部で家賃単価が異なるため、運営主体への補助や、低所得者対策を行う社会福祉法人への減免等を考慮して頂く必要があるのではないか。

#### 5. 担い手

- ・地域の問題・課題、ニーズを的確に発掘し、地域に合ったサービスを提供することが社会福祉法人の本来の機能である。ただし、他法人と共同というのは難しいと感じる。
- ・高齢者が最期まで地域に住み続けるサポートをすることは社会福祉法人の役目と認識する。ただ、社会福祉法人だけではできないこともあるので、医療法人や社会福祉協議会、自治会、ボランティアと連携して行う必要がある。
- ・現在の非課税のまま社会福祉法人が存続しえるのか疑問。今後、社会福祉法人がより活用されるためには、制度の費用の裏付けがなくても、自主的自発的な地域のニーズに対応する本来の社会事業をやらなければならない。
- ・社会福祉法人が資金を出し合って行うとすれば、（住まいの提供よりも）むしろ生活支援等のソフトサービスのほうが、フィージビリティがあるのではないか。

## 6. 法体系の課題

- ・社会福祉法の問題であると同時に、法制的にみれば、老人福祉法の問題でもある。老人福祉法から介護保険に多くが移ってしまったため、老人福祉法の再生、ないしは新しい老人福祉法の構想につなげていくことになるのではないかな。
- ・老人福祉法の背骨となる理念を再考すべき。介護以前の、生活を成り立たせる支援などを老人福祉法の体系の中で行い、そのうえに介護などの付加的なサービスが乗っていくという整理があるのではないかな。
- ・そもそも老人福祉法のような公的な福祉法は不要ではないかな。現在の形で老人福祉法を残すと、事業主体は行政の委託を受けて行うという行政主導型の福祉になる。要綱に縛られるのではなく、法人の自由にやらせるべきである。そういう意味で、社会福祉法を見直し、社会福祉法人のあり方も、制度的な事業とそうでない事業が車の両輪であると位置づけを明確にすることが必要だと思う。

## 7. 行政との関係

- ・本事業を進める上で行政規制や民事法の制約の問題が障壁になるのではないかな。
- ・行政は何に関与すべきで、何に関与しないかを整理すべき。行政の関与は最低限にして、画一性を排除し、柔軟性を重視する。

## 8. 住宅手当

- ・介護保険施設入所者に対して、補足給付という形で、保険料を財源として実態上の「住宅手当」が入っており、整理が必要。
- ・今後、住宅手当が重要になっていこう。フランスでは、住宅手当が社会構造に組み込まれており人々の生活に密接に関わる形でビルトインされている。日本では財源問題が大きいけど、ピンポイントで的を絞りながら住宅手当を育成していく可能性も開けてきているのではないかな。
- ・欧米では、住宅手当が若い世代の自立支援の手立てにもなっているけど、日本では「就労支援」の発想でとどまっている。住宅手当は失業者だけでなく、母子世帯、低所得高齢者、障害者等にも広がる普遍的なものになるという印象をもつ。

以上